

業務のご案内

平成29年4月より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」が施行されます。

令和3年4月より、省エネ適合判定の対象となる非住宅建築物の規模が2,000㎡以上から300㎡以上に拡大されます。

建築主は特定建築行為をしようとするときは、所管行政庁又は登録省エネ判定機関(JCIA)に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、建築物エネルギー消費性能判定を受け、省エネ基準に適合している旨の通知書の交付を受ける必要があります。

これらは建築基準関係規定となっており、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の対象となります。

特定建築行為

- 1.非住宅部分の床面積が300㎡以上である建築物(特定建築物)の新築
- 2.特定建築物の増改築(増築又は改築する部分のうち非住宅部分の床面積が300㎡以上のものに限る。)
- 3.特定建築物以外の増築(増築する部分のうち非住宅部分の床面積が300㎡以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。)

省エネ適合判定と確認申請のフロー図

